⑵7　アールジーアイ・オルタネート・ワン・エルピーの業務執行組合員等であるレッドウッド・グローブ・インターナショナル・アソシエイツ・エルピーの業務執行組合員等である
名称　レッドウッド・グローブ・インターナショナル・アソシエイツ・リミテッド
住所　アメリカ合衆国、ニューヨーク州10173、ニューヨーク、マディソン・アベニュー　340、19階
⑵8　名称　槙田　　裕
住所　香川県高松市朝日町四丁目１－１
⑵9　名称　ビーエヌエス・アジア・リミテッド
住所　シンガポール　048583、ワン・ラッフルズキー、ノースタワー20階１号、ラッフルズキー１
⑶0　名称　ストラテジック・パートナーズ・ファンド・ソリューションズ・アドバイザーズ・エルピー
住所　アメリカ合衆国　10154　ニューヨーク州ニューヨーク市パークアベニュー345
⑶1　名称　アゼルバイジャン国家石油基金
住所　アゼルバイジャン共和国、ＡＺ1029、バクー、ハイダル・アリエフ・アベニュー　165

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成29年７月１日から平成31年６月30日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成29年６月30日

金融庁長官　森　　信親

１　所在地の変更のあった者
⑴　名称　ＬＩＮＥ株式会社
変更後の所在地　東京都新宿区新宿四丁目１番６号
⑵　名称　丸紅株式会社
変更後の所在地　東京都中央区日本橋二丁目７番１号
⑶　名称　山本　正卓
変更後の所在地　東京都新宿区高田馬場一丁目５番20―116号

２　名称の変更のあった者
⑴　変更前の名称　株式会社ＡＺＫ　Ｃａｐｉｔａｌ
変更後の名称　株式会社ＫＡＮＤＡ　Ｃａｐｉｔａｌ

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月20日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　薄井　　学　昭和33年３月24日生
税理士名簿登録番号　第127635号
税理士事務所　千葉県印西市草深2376番地４
住所　千葉県印西市草深2376番地４

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月22日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　内田　靖彦　昭和39年10月24日生
税理士名簿登録番号　第71801号
税理士事務所　東京都品川区西中延１丁目３番７号扶桑ハイツ荏原中延103号
住所　東京都品川区荏原３丁目１番９号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月22日から１年４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　川上　敏光　昭和25年３月22日生
税理士名簿登録番号　第81964号
税理士事務所　岐阜県岐阜市六条東２丁目５番９号
住所　岐阜県岐阜市安良田町４丁目23番地４

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月23日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　小林　靜次　昭和20年９月21日生
税理士名簿登録番号　第103460号
税理士事務所　神奈川県横浜市中区太田町２丁目21番地２新関内ビル401号室
住所　神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目18番５―2308号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月21日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　坂上　行男　昭和６年８月22日生
税理士名簿登録番号　第29200号
税理士事務所　大阪府大阪市天王寺区生玉町９番16号
住所　奈良県奈良市平松四丁目20番２号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月21日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　榊原　利憲　昭和25年１月23日生
税理士名簿登録番号　第50585号
税理士事務所　東京都大田区上池台１―１―６―1008
住所　東京都大田区上池台一丁目１番６―1008号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月22日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　坂本　　剛　昭和41年３月23日生
税理士名簿登録番号　第96995号
税理士事務所　東京都千代田区神田神保町２丁目８番ＤＳビル４階
住所　東京都文京区千石３丁目９番２―601号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月22日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　神農　大作　昭和43年７月16日生
税理士名簿登録番号　第87383号
税理士事務所　大阪府大阪市西区新町１丁目３番12号四ツ橋セントラルビル９階
住所　大阪府大阪市生野区鶴橋５丁目11番１号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び同法第46条の規定に基づき、平成29年６月22日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　中村　知哉　昭和47年７月１日生
税理士名簿登録番号　第95947号
税理士事務所　福岡県北九州市小倉北区金鶏町６―16アルカンシェル101号
住所　福岡県北九州市戸畑区初音町13番35―1104号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月20日から８月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　西脇　裕史　昭和26年９月26日生
税理士名簿登録番号　第41850号
税理士事務所　兵庫県加西市網引町831番地の316
住所　兵庫県加西市網引町831番地の41

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成29年６月23日から４月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成29年６月30日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　林田　　大　昭和20年６月１日生
税理士名簿登録番号　第28379号
税理士事務所　東京都千代田区富士見２―10―３パークコート千代田富士見ザタワー2110号
住所　東京都千代田区富士見二丁目10番３―2110号